

令和2年度補正予算の専決処分について

(令和2年4月臨時会提出 新型コロナウイルス感染症対策関連補正分)

1 総括

(単位:千円)

	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	34,893,110	-	34,893,110
特別会計	29,355,890	150	29,356,040
公営企業会計	11,534,120	-	11,534,120
特別会計	17,821,770	150	17,821,920
総 額	64,249,000	150	64,249,150

2 補正予算の主な内容

(1) 国民健康保険事業会計 (第1号)

(単位:千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
7,883,970	150	7,884,120

① 歳入

(単位:千円)

款名	項目	補正額	備考
府支出金	特別交付金 (特別調整交付金分)	150	

② 歳出

(単位:千円)

款名	事務・事業名	補正額	備 考	主な事務 事業調
保険給付費	傷病手当金	150	被保険者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した被用者が、労務に服することができない場合に、期間に応じて手当金を支給	P1

令和2年度 主な事務事業調

No. 1

事業名	傷病手当金					
費目	款	保険給付費	項	傷病手当金	目	傷病手当金
事業費	150 千円			予算書	11 頁	
				事業区分	新規・拡大・継続	

事業の目的	<p>国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」に基づく感染拡大防止の観点から、給与等を受けている国民健康保険被保険者が、新型コロナウイルス感染症により労務に服することが出来ない場合に、傷病手当金を支給する。</p>					
	事業の内容	<p>【対象者】 ・給与等を受けている国民健康保険被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方の属する世帯の世帯主</p> <p>【支給要件】 ・労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間</p> <p>【支給額】 ・直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数</p> <p>【適用】 ・令和2年1月1日から9月30日までの間で、療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は最長1年6月まで）</p>				
財源内訳		区分	金額(千円)	歳入名称(補助率等)		
	国支出金	-				
	府支出金	150	特別調整交付金			9
	地方債	-				
	その他	-				
一般財源		-				
担当課	保険医療 課		課長名	樋口 誠		内線番号 2160